

(様式 1-3)

田村市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	田村市農村公園等遊具更新事業	事業番号	A-1-3
交付団体	田村市	事業実施主体	田村市		
総交付対象事業費	190,000 (千円)	全体事業費	190,000 (千円)		
事業概要					
○事業の概要 農村公園 7 施設、森林公園 1 施設内にある屋外遊具の鉄棒、ブランコ等を、市で行う除染作業と並行して更新し、地域の子どもが安心して運動する機会を確保するために行う。					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一) ※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。 田村市震災等復興ビジョン (平成 24 年 3 月策定) に「学習環境の充実」、「安心して子どもを生き育てやすい環境づくり」、また、田村市総合計画 (平成 19 年 3 月策定) に「子育て支援施策の推進」、「学校教育の充実」「青少年の健全育成」を位置づけ、子どもたちの健やかな成長を図るものとしている。 東日本大震災からの復興には、市民が心穏やかに安心して暮らすことのできる日常生活の回復が最重要事項であるため、安心して子どもを生き育てる環境づくりや未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境の整備に努める。 ※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。 ①田村市震災等復興ビジョン (平成 24 年 3 月策定) (P 12 ~ 13 参照) VI 新たな地域づくり 1. 暮らしの再生 (5) 学習環境の充実の② (7) 安心して子どもを生き育てやすい環境づくり ②田村市総合計画 基本理念 「人」の個性を大切にします。 基本方針 「健康づくりと福祉の充実」 施 策 「子育て支援施策の充実」 基本方針「未来を担うひとづくり」 施 策 「学校教育の充実」、「青少年の健全育成」					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1) 原子力災害前後で市の人口 40,422 名 (平成 22 年国勢調査) の 1.59% にあたる 641 名 (全国避難者情報システム) が平成 24 年 10 月 1 日時点で市外へ避難しており、避難者総数は、平成 25 年 8 月 1 日時点で 2,279 名 (田村市災害対策本部調) と災害前の人口の 5.6% と未だ多くの市民が市内外へ避難している状況にある。 小学校の児童数は、平成 23 年 3 月 1 日時点 2,287 名が、平成 25 年 8 月 1 日時点 1,962 名であり、325 名、14.2% の減少となっており、幼稚園は平成 23 年 3 月 1 日時点 290 名が、平成 25 年 8 月 1 日時点 263 名と、27 名、10% の減少となっている。 また、18 歳未満の避難者は、平成 25 年 4 月 1 日現在、市内に避難 288 名、市外に避難 48 名、県					

外に31名の計367名となっている。

放射線への不安から、幼児や小学生などの子どもがいる若い世帯の流出が見られ、未来を担う人材が減少していることは深刻な問題であり、家族が別々に避難している状況で、コミュニティやのイベントの開催など、地域の復興に影響を及ぼしている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第5の1）

放射性物質の影響に対して不安を感じている保護者が多く、原子力災害前に設置された遊具で遊ばせることを極力控えていることから、外遊びが著しく減少している。既存の農村公園・森林公園の遊具の更新を実施し、放射性物質の影響に対する不安を取り除き、各地域の子どもの運動機会の確保を図り、子どもたちが安心して安全に外遊びが出来るようにするため事業実施の必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

保護者からの聞き取りによれば、公園の利用の中心は主に小学生である。

平成24年度の体力・運動能力テストの結果を見ると、全国平均に達していない種目は小学校5年男子で8種目中6種目、5年女子が8種目中5種目であった。特に、5年女子シャトルランについては、平成22年度が94%、平成23年度94%、平成24年度にあっては、90パーセントと年々差が広がっている。これは、放射線等への不安により、運動機会の確保が図られていないためと考えられる。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

公園等で原発事故後に新たに設置された遊具はない。

放射線の影響による健康被害への不安から、子どもの外遊びの機会が減少している状況である。

事故以前に設置されていた遊具を更新することにより、放射性物質の影響への不安を払拭する必要がある。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

農村公園・森林公園が所在する各地域では新たな運動スペースを設ける場所がなく、全身を使う大型遊具等の設置は困難である。

本市は典型的な中山間地域であり、地理的な条件を考え各地域にある農村公園・森林公園の遊具を更新することにより、より身近なところで子どもたちが保護者と一緒に安心して安全に外遊びのできる機会を確保する必要がある。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

原子力災害前に設置された遊具で遊ばせることに対して、保護者は不安を感じており、農村公園・森林公園が所在する各地域の保護者から遊具を更新することを強く求められている。

各農村公園を利用する地域の乳幼児・児童の対象人数は、概ね広瀬農村公園30人、大倉農村公園30人、長外路農村公園30人、今泉農村公園30人、堀越農村公園30人、文珠農村公園45人、新沼農村公園45人、片曾根森林公園は120人となっている。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

各農村公園は各集落の中心に位置しており、

各農村公園を利用する地域の乳幼児・児童の対象人数は、概ね広瀬農村公園 30 人、大倉農村公園 30 人、長外路農村公園 30 人、今泉農村公園 30 人、堀越農村公園 30 人、文珠農村公園 45 人、新沼農村公園 45 人、片菅根森林公園は 120 人となっている。

また森林公園についてもアクセス道路及び駐車場も備えていることから、遊具を更新することにより、原子力災害前と同じ規模の活用が期待できる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第 5 の 4 の二③）

各農村公園においては、所在する集落へ遊具の遊び方や運動の効果等の小冊子を配布する。また森林公園においては、遊具周辺に遊具の遊び方や運動の効果等を掲示する。

○その他（効果指標及びモニタリング方針）

農村公園・森林公園の利用者にアンケート調査を行い、震災前後の運動効果の比較により事業効果について検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	